

例文登録（法）第72号 県営土地改良事業計画の決定

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和8年5月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営芋ヶ谷地区土地改良（農業用ため池整備）事業 計画書の写し	令和8年5月12日から 令和8年6月9日まで	筑紫野市役所 （3階 農政課）